

私たち業者が実際に使用してみて <次亜塩素酸水>

私たちは日々、噴霧、散布、拭き取り剤として塩素系薬剤を使っております。

経験から知り得たことを記したいと思います。

ネット上では塩素剤について良い事づくめの文言が踊っておりますが過信はいけません。

食添として認可されていても次亜塩素酸水もやはり塩素剤だということです。

医薬品ではありませんので人に直接触れる場合の使用には注意が必要です。

私たちにも失敗があります。

10年も前のことですが、私達が次亜塩素酸水の販売店からすすめられ購入したものは200ppmでした。

この濃度のものは次亜塩素酸水の基準から外れたものなのですが当時は勧められるまま使ってみました。

そもそも消毒剤は噴霧するものではないのですが・・

噴霧剤を探していましたので使ってみたのです。失敗は以下 ..

失敗例 1

次亜塩素酸水の噴霧を行っている隣室にいた作業者に喉、鼻などに症状がでました。

その作業者はカップ式フィルターマスク(N95)を装着していました。

噴霧者(防疫施工士)は防毒マスクを着用しているので問題はありませんでした。

カップ式フィルターマスクでは塩素剤を通過、吸い込むことになり気管に影響が出たようです。

翌日には回復する程度でしたが気管が弱ると感染症の現場であれば感染リスクが高まります。

失敗例 2

弊社の社員で靴の中敷きに希釈した次亜塩素酸水を塗布し乾燥後に使用したが足裏が焼けるように熱くなり使用を中止。消臭のつもりで使ってみたそうです。

他の事例

以前、塗装工場の作業員が手についた塗料をシンナーで洗い落としていたところシンナー中毒に近い症状を示したことを聞きました。

この塗装工の方は作業中はきちんと溶剤専用の防毒マスクを着用しておりました。

さらに、普段は溶剤グローブも使っていました。

ただ、細かな作業のときにはつい、素手で作業をして塗料などの溶剤が付着していたようです。

更にそれを溶剤で洗い流すという作業で手指の毛細血管からの浸透が大きかったようです。
毎日、昼食前の手洗い、作業終了時、帰宅前の手洗いでシンナーを使っていたのです。
この毛細血管からというのは盲点ですね。

ノロウィルスが発生した、職場、学校、老健施設などで次亜塩素酸水 200ppm を購入し、そのまま原液でペットボトルに入れて手の消毒に使わせている現場を何度か見ました。安易すぎます。

その他にも噴霧器で次亜塩素酸水を噴霧するのもどうかと思います。

本来、消毒剤は噴霧すべきものではありません。

使うとすれば感染症の汚染現場を消毒するために噴霧せざる得ない場合に限るのです。

素人にはできません。

弊社の禁止事項

1. 医薬品ではありませんので弊社では次亜塩素酸水での手洗いは基本、禁じております。

どうしても使う場合は、水洗いが必須となります。

手洗いについては厚労省が推奨する石鹼による手洗いでウィルスを流し、その後にアルコール消毒をすることがやはり基本です。

手荒れを防ぐ保湿も忘れずに。

2. うがいでの使用も弊社では禁止しております。

ネットに歯科医が次亜塩素酸水を使っていると出ているとすぐに拡大解釈をしてしまう人が多く真似をする危うさを感じております。

専門知識を有する医師だから使えるのであって素人が真似をすべきではありません。

特に市販されている次亜塩素酸水と称する 200ppm は濃度が高く一般の方には扱いが難しいようです。

金属腐食、漂白性の問題と最も注意すべきは塩素ガス発生危険性があります。

塩素剤の濃度 劣化

12%の次亜塩素酸ナトリウムも半年の在庫で塩素濃度が9%にまで低下し、さらに経過1年で3%にまで有効塩素濃度が低下するとのデータもあります。次亜塩素酸水も同じことです。

密封容器に入っている塩素は抜けると思って下さい。

弊社が次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウムの保存期限を定めているのはそのためです。

現在、弊社で使用する消毒剤(噴霧・燻蒸噴霧)は電解装置による完全な厚労省食添基準に適う酸性電解水を自社工場で製造致しております。

後で分かったことなのですが当初、次亜塩素酸水とは認められないものを勧められて使用していたことが分かったのです。

それらの問題が多かったのです。

勉強不足でした。

では、次亜塩素酸水と認められるものとは。

厚労省食添としての認可品である電解水、次亜塩素酸水とは → [こちら](#)